

令和6年3月15日

長久手市議会
議会運営委員長 山田けんたろう 様

長久手市議会
議会基本条例検証会議座長 なかじま和代

長久手市議会基本条例の検証結果報告書

議会運営委員会から付託された議会基本条例の検証について、条例の目的が達成されているかどうかの視点から下記のとおり検証を行いましたので、結果を報告します。

1 議会基本条例検証会議の体制

座長 なかじま和代副議長
副座長 水野勝康議員
メンバー 木村さゆり議員、富田えいじ議員、伊藤真規子議員、川合ともゆき議員、
おくだけんじ議員、わたなべさつ子議員
オブザーバー 岡崎つよし議長

2 検証の手法

検証の進め方 「検証の進め方 2023-2024（資料1）」参照

- 1 会派ごとに「議会基本条例の評価・検証シート」を用いて各条文及び解説に対する評価・検証を行う。
- 2 各会派の意見を参考にしながら、検証会議としての結果をまとめる。
 - ・ 条例の改正要否
 - ・ 解説の改正要否
 - ・ 現状の課題と対応案

3 会議開催の経過

開催日時	主な協議事項等
第1回検証会議 令和5年12月21日（木） 10:50～10:57	◎顔合わせ、副座長決定 ◎今後のスケジュール
第2回検証会議 令和6年2月8日（木） 10:00～11:58	◎各会派で行った評価・検証結果及び意見の共有 前文から第13条まで 資料 <ul style="list-style-type: none">・ 検証の進め方 2023-2024・ 議会基本条例の評価・検証シート

<p>第3回検証会議 令和6年2月15日(木) 13:00~14:55</p>	<p>◎各会派で行った評価・検証結果及び意見の共有 第14条から第22条まで 資料 ・議会基本条例の評価・検証シート ・議案審査の委員会ごとの分類(所管のアンバランス)</p>
<p>第4回検証会議 令和6年2月22日(木) 15:00~16:58</p>	<p>◎議会基本条例・解説文の改正案の検討 前文から第14条まで 資料 ・条例改正案 新旧対照表 (各会派から出た全ての意見を反映したもの)</p>
<p>第5回検証会議 令和6年3月1日(金) 13:00~15:12</p>	<p>◎議会基本条例・解説文の改正案の検討 第15条から第22条まで、不足する条文の提案シート 資料 ・条例改正案 新旧対照表 (各会派から出た全ての意見を反映したもの) ・長久手市議会議員記章規定(案) ・第12条関係 委員会条例の改正案(委員外議員の規定) ・第12条関係 陳情対応の改善案 ・第12条関係 委員会活動計画書式案 ・第12条関係 所管事務調査の計画・報告書式案</p>
<p>第6回検証会議 令和6年3月11日(月) 10:00~11:52</p>	<p>◎報告書のまとめ 資料 ・条例改正案 新旧対照表 (検証会議で改正要と判断したもの) ・第12条関係 委員会条例の改正案(委員外議員の規定) ・第12条関係 陳情対応の改善案 ・第12条関係 委員会活動計画書式案 ・第12条関係 所管事務調査の計画・報告書式案 ・第13条関係 議員間討議の促進に関する 申し合わせ事項改正案 ・第15条関係 事務局人事(地方公務員法他) ・第15条関係 議会事務局処務規程 (東村山市議会議事係(10)(11)他) ・不足する規定 長久手市議会議員記章規定(案) ・不足する条文 補佐機関(専門的知見の活用) (堺市議会基本条例第14条他)</p>

第7回検証会議 令和6年3月14日（木） 10:10～11:25	◎報告書案について 資料 ・長久手市議会基本条例の検証結果報告書（案）
--	---

4 検証の結果

(1) 各会派の評価・検証及び意見について

議会基本条例の評価・検証シート（資料2）のとおり

(2) 条例及び解説の改正について

地方自治法改正に伴う必須事項を含め、「条例改正案 新旧対照表（資料3）」のとおり、提案する。

(3) 各条文の運用に対する意見等

検証会議内で運用の改正についての意見を列記する。

	検証会議内の意見のまとめ（下線ありは合意部分）
前文	
第1条 目的	
第2条 議会の責務	
第3条 議長の責務	・議長の公務の情報発信の強化が必要ではないか。
第4条 議決責任	・広報広聴協議会及び各部会の活動内容の改善・充実が必要ではないか。
第5条 議員の責務	
第6条 会派	・急病等で所属委員会に出席できない場合、同一会派内の別議員を委員外議員として出席できるようにしてはどうか。 →第12条
第7条 政務活動費	・適否を判断するための客観的なデータが必要。
第8条 市民参加及び 市民との連携	・請願陳情者の趣旨説明時間が短いとの意見があった。 ・陳情の審査結果4分類は、「採択しない」を追加する提案もあったが、現状どおりで良いとの意見が多数であった。同じ内容の（趣旨の）陳情が何度も出てきた場合に備えることも含め、審査方法の検討が必要である。

<p>第9条 市長等との関係</p>	
<p>第10条 資料の提出</p>	<p>・ <u>議決に必要な書類は提出を求めるが、取扱いに注意が必要なものなどについて、資料を用意する市側と調整が必要。全員打合せ会の資料も然り。</u></p>
<p>第11条 政策立案等</p>	<p>・ <u>議会（議員）からの政策立案等ができていない。</u> ・ 個人の質問で良い提案があれば、委員会（議会）として取り上げる機会を作ってはどうか。</p>
<p>第12条 委員会の活動</p>	<p>・ <u>「2委員会の所管バランスが悪い。」令和6年度中に委員会条例を改正し、令和7年度（委員2年任期の始め）からの所管変更ができるように進める。「生涯学習課」を教育福祉委員会にという声も上がっており、組織改編の提案として、反映されるかどうかは分からないが執行部に働きかけていくのもよい。</u></p> <p>・ 視察の在り方の検討を含め、政策サイクルが回る活動（目標、計画、結果）が体系的に取り組めるようにシートを整える必要がある。</p> <p>・ テーマ設定やPDCAサイクルなど、他市の取り組みに影響を受けず、柔軟な対応をすればよいのではないか。</p> <p>・ 委員会活動計画書、所管事務調査計画書などの書式については、「計画的に委員会活動を行うために必要」「委員長の負担が増える」「書式に縛られることで臨機応変な対応が難しい」などの意見があった。</p> <p>・ <u>委員会の視察報告は現状、委員長がまとめ視察後の定例会最終日に議員向けに説明をし、議会広報紙に掲載しているが、新たにホームページに公開することにし、書式を整えた。委員については今まで通り提出するが同書式で提出する。</u></p> <p>→書式「視察報告書」（資料4）</p> <p>・ 「委員外議員」の取り扱い規定の提案をすること自体は合意を得たが、「条例に規定するのか、申合せ等に記すのがよいか、どのレベルに定めるのが適切か。」「正当な理由の範囲はどこまでかなど、整理すべきことはある。」など、規定内容については検討が必要。</p> <p>→改正条文案「第12条関係 委員会条例の改正案（委員外議員の規定）」（資料5）</p>

<p>第 13 条 議員間討議の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員間討議ができていない。 ・ 現在は、討議に際して論点整理の時間が必要であるという観点から、前日までに意向の表明が必要という申合せになっているが、議員間討議の促進のため、必要に応じて当日にもできるようにする改正の提案に対し、「今のままで良い」「委員長の準備ができないので大変である」「カメラに映った状態で、論点に対し十分な議論ができるかわからない」「当日の意向表明でもできるようにすることは選択肢が広がる」などの意見があった。
<p>第 14 条 議員研修の充実強化</p>	
<p>第 15 条 議会事務局の 体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局の現在の体制では通常事務で手一杯であり、政策形成及び立案機能を望むことは難しい。職員数の増員は、事務室の広さもあるので現状無理である。 ・ 議会事務局専属の市職員として、政策関係の専門知識を持った人材の採用を求めることはできないか。 ・ 議会事務局処務規程の事務分掌に、調査・法務機能などの記載がない。 ・ 「事務局職員の人事にあたり、議長は市長と協議する」という規定は追加しないが、事務局職員の採用、人事評価について、任命権者である議長の権限・役割をしっかりと明記すべきとの意見もあった。 ・ <u>本市の議会事務局処務規程に調査・法務機能などが入っていないので、他市議会を参考に規定を追加してはどうか。</u>
<p>第 16 条 議会図書室の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では議会専用の図書室がなく、新庁舎建設の際にはスペースが必要。 ・ 図書の閲覧もオンライン化は止められないと思う。→システム更新で閲覧できなくなる恐れも。また、専門的な図書はオンライン化されていないものもある。 ・ 拡充にしてもオンライン化にしても、まずは議員がもっと積極的に議会図書室を活用する姿勢を見せないといけない。 ・ 委員会審査の補助資料や全員打合せ会の資料を印刷して配架してほしい。 ・ 中央図書館との連携を進め、一般質問で話題になる事柄などに対し、レファレンスサービスを期待する。
<p>第 17 条 議会広報の充実</p>	

第 18 条 議員の政治倫理	・ <u>政治倫理条例第 3 条(4)「市から補助金を受けて運営している団体の代表及びそれに準ずるものの地位に就かないこと」の「準ずるもの」について明らかにしておく必要がある。</u>
第 19 条 議員定数	・ 適否を判断するための客観的なデータが必要。
第 20 条 議員報酬	・ 適否を判断するための客観的なデータが必要。
第 21 条 災害時の対応	・ <u>災害時に想定される状況を検討した上で、全体的な訓練を行わなければならない。</u>
第 22 条 見直し手続き	・ 「一般選挙を経た任期中に」と改正したので、見直し時期は任期 3 年目程度がよいのではないか。 ・ いなべ市議会のように毎年検証を行った方がよいか議員研修で確認したい。
提案シート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員記章については、本市以外で悪用の事例があったことから着用、交付、譲渡の禁止、紛失、効力などについて規定を設けてはどうかとの意見もあったが、これまで規程がなくても不具合はなかったため不要との意見が多数であった。 ・ <u>議会（議員）活動の相談機関として、学識経験のある方々による補佐機関を設けることができる</u>とよいと思う。補佐機関（専門的知見の活用(地方自治法第 100 条の 2 に規定する専門的事項に係る調査)の予算確保のためにも条文の追加を検討してほしい。ただ、どのような機関を選び依頼するのがよいのか、判断が極めて難しいという意見が多数であった。 ・ 発言通告書は現状の持参、提出順であるが、提出方法を含め検討して欲しい。

5 まとめ

議会運営委員会においては、検証結果をもとに条例の見直し及び運用面の課題、提案に対し議論されたい。特に議論が必要なものについて、下記に記載する。

- (1) 条例及び解説の改正。(改正案 新旧対照表(資料 3))
- (2) 委員会運営における所管のバランス調整のため、条例改正も視野に入れ、市と調整の上、令和 6 年 12 月議会までに方針を決定し、令和 7 年度からの運用ができるよう議論を進めること。
- (3) 委員会視察については、視察報告書を委員会で 1 つにまとめ、ホームページに公開すること。
- (4) 市側から提供を受ける資料の取扱いについて、市と調整を進めること。
- (5) 政治倫理条例第 3 条(4)「市から補助金を受けて運営している団体の代表及びそれに準ずるものの地位に就かないこと」の「準ずるもの」について明らかにすること。
- (6) 災害時に備え、議会の防災訓練を行うこと。

- (7) 客観的なデータが必要となる事項について、そのデータの取り方と見直しのサイクルを議論すること。
- (8) 新庁舎建設においては、議会に関わるエリアの提案を市にするために、調査、研究を進めること。